

# 源泉所得税の改正のあらまし

令和8年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。  
令和8年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) このパンフレットは、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

## 1 以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

※ **令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。**

### (1) 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額(注3)〕	基礎控除額(改正された範囲)			
	改正後(注1)		改正前(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円(注2)	99万円(注2)	95万円(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)			88万円(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	67万円(注2)	68万円(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

(注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前:58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和9年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

### (2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額(改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円(注1)	その収入金額×30%+8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30%+8万円

(注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める**令和8年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

### (3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件<sup>(注1)</sup>が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 <sup>(注1)</sup> (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注2)</sup> )	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

#### 【令和8年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】

令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、上記(1)の引上げ後の基礎控除額及び上記(2)の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記(3)の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

#### (参考) 改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

上記(2)及び(3)の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注)</sup> )	配偶者特別控除額			特定親族 特別控除額
	所得者の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注)</sup> )			
	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 {1,095万円超 1,145万円以下}	950万円超 1,000万円以下 {1,145万円超 1,195万円以下}	
62万円超 85万円以下 (136万円超 159万円以下)				63万円
85万円超 90万円以下 (159万円超 164万円以下)	38万円	26万円	13万円	61万円
90万円超 95万円以下 (164万円超 169万円以下)				51万円
95万円超 100万円以下 (169万円超 174万円以下)	36万円	24万円	12万円	41万円
100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円	21万円	11万円	31万円
105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	26万円	18万円	9万円	21万円
110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	21万円	14万円	7万円	11万円
115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (194万円超 197万円以下)	11万円	8万円	4万円	3万円
123万円超 125万円以下 (197万円超 199万円以下)				
125万円超 130万円以下 (199万円超 204万円以下)	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下 (204万円超 207万円以下)	3万円	2万円	1万円	

(注) 上記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4) 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

イ 基礎的控除額の引上げに伴い、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が、次の表のとおり引き上げられました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (180,000円未満となる場合は、180,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (145,000円未満となる場合は、145,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
	213万円超		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (105,000円未満となる場合は、105,000円)

ロ 基礎的控除額の引上げに伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	214万円 (2階部分のみの場合には137万円)	209万円 (2階部分のみの場合には132万円)
65歳未満	164万円	159万円

**【令和8年の公的年金等の源泉徴収事務における留意事項】**

令和8年11月までの公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務において、その支払者は、令和8年12月の年金支払時に、上記イの表の令和9年分の欄の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります(この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。)

なお、公的年金等の受給者が、令和8年分の所得税について、上記(3)の改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

(注) 令和8年12月に公的年金等の支払がなく、公的年金等の支払者による上記の精算が行われなかった場合で、令和8年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告書を提出することにより精算することができます。

(5) 物価上昇局面における基礎的控除等の対応

令和10年分以後の所得税の基礎的控除額及び給与所得控除の最低保障額については、2年ごとに、直前の見直し後のこれらの額に、見直し後2年間における全国消費者物価指数の変化率を乗じた額を基準として見直しを行うことを基本とするものとされました。

2 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、  
 ①通勤距離が片道65km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とすることとされました。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

この改正により、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

区 分	課税されない金額	
	改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分	
	片道2km未満	(全額課税)
	片道2km以上 10km未満	4,200円
	片道10km以上 15km未満	7,300円
	片道15km以上 25km未満	13,500円
	片道25km以上 35km未満	19,700円
	片道35km以上 45km未満	25,900円
	片道45km以上 55km未満	32,300円
	片道55km以上 65km未満	38,700円
	片道65km以上 75km未満	45,700円
	片道75km以上 85km未満	52,700円
片道85km以上 95km未満	59,600円	
片道95km以上	66,400円	
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当	②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道2km未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）との合計額 (最高限度 150,000円)	—

(注) 1 「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

2 「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」とは、駐車場等の料金が月単位で定められている場合には、その料金の額（1月を超える期間で1月の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、その料金の額をその整数倍の倍数で除して計算した金額）をいい、駐車場等の料金が年単位で定められている場合には、その料金の額を12（1年を超える期間で1年の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、12にその整数倍の倍数を乗じた数）で除して計算した金額をいいます（その他、駐車場等の料金が利用の都度負担するものとして定められている場合等の「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」の計算については、[「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」](#)をご確認ください。）。

### 3 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について、次のとおり引き上げられました。

これらの改正は、**令和8年4月1日以後**に支給する食事等について適用されます。

- (1) 使用者からの食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、月額7,500円（改正前：月額3,500円）に引き上げられました。
- (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額が、650円以下（改正前：300円以下）に引き上げられました。

### 4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しが行われた上で、適用期限が令和12年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）5年延長されました。

(注) 年末調整においては、税務署から給与所得者本人に交付された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に記載された借入限度額や控除率等に基づき住宅借入金等特別控除額の計算を行いますので、具体的な借入限度額や控除率等については、年末調整の際に給与所得者から提出される「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」をご確認ください。

### 5 外国組員に対する課税の特例について、次の措置が講じられました。

これらの改正は、非居住者が**令和8年4月1日以後**に有することとなるその非居住者に係る国内源泉所得又は外国法人が同日以後に支払を受けるべきその外国法人に係る国内源泉所得について適用されます。

- (1) 本特例の適用要件について、次の見直しが行われました。
  - イ 投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が25%未満であることとの要件について、投資組合契約において、投資組合に有限責任組員等から構成される一定の合議体を設置する旨が定められている場合には、その投資組合の有限責任組員のその投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合が50%未満であることとされました。
  - ロ 投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件について、その業務の執行の承認等から除外される行為の範囲が、利益相反取引の承認等（改正前：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とされました。
  - ハ 投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこととの要件が廃止されました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、特例適用申告書等の記載事項の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

### 6 ひとり親控除について、次の措置が講じられました。

(1)の改正は**令和9年分以後**の所得税について、(2)の改正は**令和9年1月1日以後**に支払うべき公的年金等について適用されます。

- (1) 控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算におけるひとり親に該当する場合の人的控除額が32,500円（改正前：30,000円）に引き上げられました。

### 7 防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、**令和9年1月1日以後**に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

詳しくは8ページをご確認ください。

**8 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、つみたて投資枠の対象年齢の下限が撤廃されました（令和9年1月1日施行）。**

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有 限度額	600万円	自動的に 移行	1,800万円  1,200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で 定める要件を満たしたものに限り〕	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法・ 運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 ・一定の要件の下、12歳以降は払出しが可（注1・2）	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	・制限なし

- (注) 1 その年の3月31日において18歳である年（基準年）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座<sup>(※)</sup>内の金銭等を非課税口座における投資に用いる場合の払出し及び次の一定の払出しを除き、払出しが制限されています。
- (1) その年の3月31日において12歳である年（特定基準年）の前年以前の各年  
災害等のやむを得ない事由（その事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限り。）に基因した全ての資産の払出し及び上場廃止事由による払出し
- (2) 特定基準年以後の各年  
上記(1)の払出しに加え、払出しの基因となる事由（口座開設者（子ども）の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限り。）などを記載した書類を金融機関に提出した場合の払出し
- (※) 「特定課税未成年者口座」とは、公募等株式投資信託の配当等や公募等株式投資信託の受益権の譲渡対価の金銭等を管理するために、18歳未満である人が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（その金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含みます。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいいます。
- 2 基準年の前年12月31日までに、上記（注）1の払出制限に反する払出しをした場合等には、その払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の(1)及び(2)の金額に対してそれぞれ15%（他に地方税5%）の税率により源泉徴収されます。
- (1) 次に掲げる金額の合計額から、非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額
- イ その非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間に、その非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額及び他の口座に払出しがされた公募等株式投資信託の受益権の価額（その払出し時の時価）の合計額
- ロ その払出しがあった日においてその非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額
- (2) その非課税口座を開設した日からその払出しがあった日までの間にその非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

**9 その他の改正事項**

- (1) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置の適用期限が令和11年3月31日（改正前：令和8年3月31日）まで延長されました。
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例（7ページ2参照）の適用期限が令和9年分（改正前：令和8年分）まで延長されました。
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の適用対象外となる内国法人の範囲及び割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の所得税の納税義務者となる内国法人の範囲に、マンション除却組合を追加する等の措置が講じられました（適用開始日：令和8年4月1日）。
- (4) 勤労学生について、専修学校の学生でその修業期間が1年以上であること等の要件を満たす専攻科の課程を履修するものが加えられるとともに、適用対象となる専修学校の専門課程に係る要件のうち、その1年の授業時間数が800時間以上であること等の要件が、その年平均の単位数が31単位以上であること等の要件に見直されました（令和8年分以後の所得税について適用）。

## 令和7年度の税制改正により、令和8年以後適用されるもの

### 1 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

- (1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限り、）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの

ロ 令和8年1月1日以前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

- (2) **令和8年1月1日以後**に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。
- (3) 退職手当等の支払をする者は、**令和8年1月1日以後**に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

### 2 生命保険料控除について、次の見直しが行われました。

この改正は、**令和8年分の所得税**について適用されます（**令和8年度の税制改正により、この適用期限は令和9年分まで延長されました。**）。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）とされました。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

#### \*年末調整の電子化のご案内\*

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>）



#### \*キャッシュレス納付のご案内\*

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Tax を利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。

（[https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\\_nouzei/cashless.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)）

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

（<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>）



# 防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(令和9年1月以後の源泉徴収)

令和8年度の税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税(源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額)を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%(改正前:2.1%)に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで(改正前:令和19年12月31日まで)10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前(復興特別所得税の税率2.1%)と改正後(防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%)とで、合計税率(2.1%)に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合又は所得税が免除される場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。また、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率が軽減される場合又は所得税が非課税とされる場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。

## 1 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額のそれぞれ1%及び1.1%(合計2.1%)相当額とされており、防衛特別所得税及び復興特別所得税は、所得税を徴収する際に、併せて徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付することとなります。

(注) 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については、次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等×合計税率(%)<sup>(※)</sup>＝源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額<sup>(注)</sup>

(注) 算出した「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

### ※1 合計税率の計算式

合計税率(%)＝所得税率(%)×102.1%

### ※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

### ※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

888,888円 × 10.21% = 90,755.4648円(1円未満切捨て) ⇒ 90,755円  
(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

## 2 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、令和9年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 令和9年分の源泉徴収税額表は、令和8年8月末頃に国税庁ホームページに掲載する予定です。

## 3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額(年調所得税額×102.1%)で行います。